

平成30年度 事業計画書

社会福祉法人 京都市右京区社会福祉協議会

<目次>

平成30年度 事業計画

第1. 社会福祉・地域福祉をめぐる状況	P 1
第2. 重点項目	P 2
第3. 事業概要	P 3

右京区社協

- 1 区社協会務運営
- 2 セーフティネット事業
- 3 右京区ボランティアセンター事業
- 4 地域支援事業
- 5 生活支援事業
- 6 共同募金配分金事業
- 7 関係機関・団体・大学等との連携

京都市うずまさ学園・太秦障害者デイサービスセンター	P 1 0
---------------------------	-------

平成30年度 資金収支予算書

平成30年度 事業計画

第1. 社会福祉・地域福祉をめぐる状況

人口減少社会を迎え、社会的孤立や貧困の問題の深刻化、および災害発生の増加のなか、平成30年4月に施行される改正社会福祉法では「地域共生社会」として住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民相互の支え合いによる「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進が規定され、行政における地域福祉計画の位置づけの改定等について取り組まれようとしています。

そのような社会福祉情勢のなか、市社協が受託する「地域支え合い活動創出事業」における「地域支え合い活動創出コーディネーター」の配置により、地域ニーズに基づく生活支援サービス・活動の創出と担い手づくり、また、「地域あんしん支援員設置事業」での支援員の配置による制度の狭間や支援拒否のケースに対しての寄り添い支援の充実に取り組みました。

また、学区社協においては「健康すこやか学級事業」並びに「地域の絆づくり事業」など、これまでも取り組んできた住民主体による地域福祉活動の拡充に、市・区・学区社協連携のもと推進してきました。さらには、そうした連携のもと、近年頻繁に発生する災害対策において「区災害ボランティアセンター」の設置運営訓練など、その機能強化と効果的な運営について、本年度実施される市総合防災訓練等において取り組んでいきます。

こうした状況を踏まえ、今後も各事業活動の推進においては、行政及び関係機関、関係団体との連携・協働をより一層強め、社会福祉法人として地域における公益的な取組を推進し、右京区社協の基本理念である「誰もが『ひとりの人間』として尊重され、安心して暮らせるまちづくり」に向けて、さらなる地域福祉活動の充実に目指します。

第2. 重点項目

1. 市社協と連携した地域福祉活動計画策定の取組の推進について

京都市の「京（みやこ）・地域福祉推進指針」（地域福祉計画）の改定と、それにあわせた市社協のあり方検討と連携した第4期地域福祉活動計画の策定に向けた取組を進めます。

2. 地域のニーズ、実情に応じた助け合い活動の推進

地域支え合い活動創出コーディネーターによる「京都市地域支え合い活動創出事業」を推進し、地域や関係機関との連携のもと、元気な高齢者など担い手づくりと地域のニーズや実情に応じた助け合い活動を進めます。

3. 「健康すこやか学級」と「地域の絆づくり事業」の推進

市の委託事業である「健康すこやか学級」の広報の充実や新規利用者の受入れ、明瞭な事業運営について、学区社協とともに推進し、あわせて地域の一体的な取組につながるよう地域団体や関係機関との連携により「地域の絆づくり事業」（見守り活動・居場所・相談事業）の推進を図ります。

4. 福祉施設等との連携による「地域における公益的な取組」の推進

社協の総合力とネットワークを活かし、区地域福祉推進委員会の場を活用した地域協議会において、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の積極的な推進を図ります。

5. 地域あんしん支援員による寄り添い支援の充実

「地域あんしん支援員」を配置し、これまでも増して行政や関係機関、地域との連携のもと、情報共有に努め、寄り添い支援の充実を図ります。

6. 区災害ボランティアセンターの機能強化

市災害ボランティアセンターとの連携により、学区社協との連携の在り方の具体化や市総合防災訓練等の場において、区民周知や要配慮者ニーズの聞き取りの実施等により効果な運営を図ります。

第3. 事業概要

右京区社協

1. 区社協会務運営

(1) 法人運営に関する諸会議の開催

- ① 正副会長会議の開催
- ② 理事会・評議員会の開催
- ③ 監事会の開催
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催
- ⑤ 各会員区分における部会の開催

(2) 社会福祉充実計画の策定

(3) 右京区社協京北事務所の管理運営

(4) 京都市うずまさ学園・京都市太秦障害者デイサービスセンターの施設運営

【別掲】

- ① 運営委員会の開催
- ② 苦情解決第三者委員会の開催

(5) 会員増強・財源確保

- ① 法人会員の増強
- ② 賛助会員の増強

(6) 共同募金事業との連携

- ① 共同募金運動の啓発・連携
- ② 区共同募金運営委員会への使途報告
- ③ 助成金使途の発信・啓発

(7) 表彰・研修

- ① 右京区社会福祉大会の開催
- ② 右京区福祉のまちづくり学校の開催
- ③ 右京区福祉活動現地研修会の開催
- ④ 地域福祉推進セミナーの共催
- ⑤ 福祉ボランティア・社協フェスタの共催
- ⑥ 地域福祉・ボランティア活動カレッジの共催

【京都市社協との共催】

【京都市社協との共催】

【京都市社協との共催】

(8) 地域福祉活動計画・調査

- ① 第4期右京区地域福祉活動計画策定に向けた取組の推進
- ② 学区社協重点活動プランの推進

(9) 広報・情報発信

- ① 広報紙『ウェルBOXー右京』、『市区社協合同広報紙』、『京北事務所だより』の発行
- ② ホームページ『ウェルBOXー右京』による情報発信
- ③ イオンモール京都五条 福祉情報展示コーナー（うきょう福祉のひろば）による情報発信
- ④ 市民しんぶん区民版を活用した情報発信

2. セーフティネット事業

(1) 個別相談への対応

(2) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進

- ① 事業の普及・啓発
- ② 新規・継続利用者への相談対応・支援
- ③ 生活支援員の確保、支援・援助
 - ア. 生活支援員の確保
 - イ. 生活支援員交流会の開催

④ 待機利用者の削減、関係機関との連携

(3) 生活福祉資金貸付事業・不動産担保型生活資金貸付事業等の実施

- ① 貸付希望者への相談・面談
- ② 総合支援資金の相談・面談
- ③ 償還に関わる相談対応と償還促進
- ④ 区民生児童委員会との連携
- ⑤ 京都府社会福祉協議会との連携
- ⑥ 生活福祉資金貸付調査委員会の開催

(4) 住宅確保給付金事業の実施

(5) 地域あんしん支援員設置事業との連携

3. 右京区ボランティアセンター事業

(1) ネットワーキング事業

- ① ボランティアグループ連絡協議会の開催
- ② ボランティアグループと小地域活動との連携
- ③ 京都市福祉ボランティアセンターとの連携・協力

(2) 情報の収集・啓発事業

- ① ボランティア情報の発信・啓発
- ② インターネットによる情報発信

(3) 人材育成・活動参画促進事業

- ① ボランティア入門講座の開催
- ② ボランティア養成講座の開催

(4) 相談・コーディネート事業

(5) 活動振興援助事業

- ① 福祉の保険（ボランティア保険など）の紹介・取り扱い
- ② 各種活動機材の整備と福祉機器の貸出

(6) 災害対策のための環境整備事業

- ① 区災害ボランティアセンター運営に関する環境整備
- ② 区災害ボランティアセンター設置運営訓練
- ③ 区災害ボランティアセンターを支える担い手の養成

(7) その他

子育て支援活動

ア. 右京なかよしパークの実施

イ. 子育てサロンの支援

ウ. 市営保育所「地域子育て支援拠点事業」への協力

【共同事業】

4. 地域支援事業

(1) 学区社協間の連携・研修

- ① 学区社協会長会議の開催
- ② 新任学区社協会長懇談会の開催
- ③ 学区社協活動検討会の開催

- ④ 新しい助け合い活動の推進
- (2) 学区社協活動への支援
 - ① 学区社協台帳整備の支援
 - ② 学区社協重点活動プランの支援
 - ③ 地域における見守り活動促進事業の推進
 - ④ 地域活動を支える担い手の養成

(3) 健康すこやか学級事業

- ① 健康すこやか学級事業の推進
- ② 遠隔地（京北地域）における事業の推進

【充実・強化】

(4) 小地域福祉活動助成事業

- ① 在宅老人ふれあいまちづくり推進事業
- ② 要配慮者台帳整備事業
- ③ 福祉ニーズ調査事業
- ④ 出生祝い事業
- ⑤ 広報誌発行事業
- ⑥ ボランティアスクール開催事業
- ⑦ 地域まつり・福祉大会開催事業
- ⑧ 障害者地域交流事業
- ⑨ 介護者家族等懇談会開催事業
- ⑩ 子育て支援活動推進事業
- ⑪ 寝具クリーニングサービス事業
- ⑫ 配食サービス事業
- ⑬ 活動基盤整備事業
- ⑭ 学区社協重点活動プラン
- ⑮ 地域の絆づくり事業（見守り活動・居場所づくり・相談事業）

5. 生活支援事業

- (1) 地域支え合い活動創出コーディネーターによる「京都市地域支え合い活動創出事業」の推進
- (2) 地域のニーズ、実情に応じた助け合い活動の推進

- (3) 元気な高齢者などの担い手づくり
- (4) 重層的な見守り活動の推進
 - ① 一人暮らし高齢者の全戸訪問事業（京都市）の協力
 - ② 高齢者等見守り活動企業連携事業（市社協）の協力
- (5) 生活保護受給者の就労による自立や社会生活の自立を支援する「チャレンジ就労体験事業」（市社協）の協力
- (6) 初期・前期認知症の人とその家族の支援
 - おれんじサロン右京の実施・運営
- (7) 京北地域の在宅福祉サービスの推進
 - ① 福祉有償運送事業（外出支援サービス事業）の実施
 - ② ふれあい給食サービス事業（京北地域社協と共催）
 - ③ 福祉バザーの開催（京北ふるさとまつりへの出店）
 - ④ 京北高齢者・介護者等の居場所の開設
 - ⑤ 福祉用具貸出事業

6. 共同募金配分金事業

- (1) 共同募金事業との連携 【再掲】
 - ① 共同募金運動の啓発・連携 【再掲】
 - ② 区共同募金運営委員会への使途報告 【再掲】
 - ③ 助成金使途の発信・啓発 【再掲】
- (2) 地域への支援
 - 小地域福祉活動助成事業 【再掲】
- (3) 福祉関係団体・当事者団体等への支援
 - 各種団体福祉事業助成 【再掲】

7. 関係機関・団体・大学等との連携

- (1) 地域福祉に関するネットワーク
 - ① 第4期右京区地域福祉活動計画策定に向けた取組の推進 【再掲】
 - ② 右京区地域福祉推進委員会（アクティブネット）の事務局運営
 - ア. 右京区地域福祉推進委員会の開催

イ. 右京区地域福祉推進委員会シンポジウムの開催

ウ. ホームページ『ウェルBOX-右京』による情報発信

【再掲】

エ. 福祉総合マップの運営管理・情報更新

(2) 高齢者支援に関するネットワーク

① 右京区地域包括支援センター運営協議会への参画

② 右京区地域包括支援センター連絡会への参画

③ 地域ケア会議への参画

④ 地域支え合い活動調整会議への参画

⑤ 福祉あんしん京北ネットワーク協議会（仮称）への参画

【京北事務所】

(3) 障害者支援に関するネットワーク

① U-ネット（右京障害者就労・生活事業所ネットワーク）の運営

【事務局共同運営】

ア. 連絡会・研修会・学習会の開催

イ. SANS A右京での福祉屋台の実施

ウ. イオンモール京都五条での展示即売会の実施

エ. イオンモール京都五条 デジタルサイネージ（電子広報媒体）による広報啓発

オ. 右京区民まちづくり交流拠点でのU-ネット売店出店

② 右京こころのふれあいネットワークへの参画

【事務局共同運営】

③ 「障害者の日」街頭啓発の実施

④ 西部障害者地域自立支援協議会への参画

(4) 子育て・児童・青少年支援に関するネットワーク

① 要保護児童対策地域協議会への参画

② 子育て支援調整会議への参画

③ 子育て支援ネットワークへの参画・支援

④ 右京なかよしパークの実施【共同事業】

【再掲】

⑤ 子育てサロンの支援

【再掲】

⑥ 右京区はぐくみネットワーク実行委員会への参画

(5) 福祉関係団体・当事者団体等への支援

当事者団体との学習会の実施

(6) 区行政との連携

① 右京区行政推進会議への参加

② 右京区まちづくり区民会議への参画

③ 右京ふれあい事業実行委員会（啓発・環境部会）への参画

④ 右京区防災会議への参画

⑤ 母子寡婦福祉資金貸付審査会への参画

⑥ 要保護児童対策地域協議会への参画

【再掲】

⑦ 子育て支援調整会議への参画

【再掲】

⑧ 右京区はぐくみネットワーク実行委員会への参画

【再掲】

⑨ 健康長寿のまち右京推進プロジェクト会議への参画

(7) 大学との連携による社会福祉士相談援助実習等の受け入れ

京都市うずまさ学園、京都市太秦障害者デイサービスセンター 平成30年度事業計画

1 障害福祉観の変遷と現行制度から見る事業の現状

『ノーマライゼーション』から『ソーシャルインクルージョン』に舵取りをした障害福祉は、全ての人たちを社会の構成員とする『共生と支え合い』を主眼とした。単に、障害者の権利保障や社会的なポジションの是正に捉われずに、「人として、集団として、社会として」の繋がりを協調した様態になった。

繰り返しになるが、『ソーシャルインクルージョン』は「子ども」、「大人」、「老人」、「独居老人」、「妊婦」、「寡婦」、「ニート」、「ひきこもり」、「浮浪者」、「障害児者」等、社会のすべての構成員を包み込んだ施策となった。加えて、利用者主体、障害者権利条約批准（合理的配慮の必要、障害者は保護の対象ではなく権利の主体）が背景となり、日中系サービス及び居住（夜間）系サービスを持って障害者福祉サービスを纏めた。

当然、“100%の「制度」”は存在せず、“矛盾”や“狭間”或いは機能不全を引き起こしている側面もあり、この点障害福祉観の変遷に障害福祉制度が追従していない状況である。やはり、現行における障害者福祉サービスは、上述の主眼の下に合致しにくい側面があり、まるでパッチワークのような継ぎはぎサービスと言っても過言ではない状況となっている。すなわち、障害者のライフステージが描きにくくなっている。

このような状況下において、当施設の事業の現状を表すと次のようになる。

日中系サービスを担う当施設は、①多機能型事業（就労継続支援 B 型、生産型生活介護）、②生活介護事業、③指定特定相談支援事業となる。

①多機能型事業では、一般就労等に向けた取組みと実践、様々な作業の提供と工賃向上に向けた取組みと実践、生活支援の取組みと実践、スキル向上の取組みと実践等となる。②生活介護事業では、創作活動を中心としたプログラムを提供する中で、利用者の社会的存在を追究していく事となる。③指定特定相談支援事業では、当施設の利用者に対して、在宅生活が成立する為のマネジメントを行っている。

以上、当施設の事業現状となるが、他方、利用者の重度化および高齢化にともなう課題も山積している。とりわけ、課題解決の進捗が遅々となり、勿論他機関との調整が困難となるケースも

存在している。したがって、平成 30 年度(2018 年度)も本来事業外のサービス（休日支援、病院付添い、送迎、通所援助等）を実施していく事となるだろう。

2 重点目標

社会保障審議会における障害部会や福祉部会においては、専ら議論の着地点を想定していくと、財源論⇒歳出抑制の色彩がいつも見え隠れする。当施設にも関係していく側面があり、何某の影響が有形無形に存在する事が必然と思われる。当然、制度の見直しや修正による当施設が進む道標は、若干の回り道を歩む場合も想定されるが、施設のミッションとなる「地域自立」や「様々な環境調整」は何ら変更の余地はない。ミッションに向かう轍を踏む外すこともなく、遅々での走行となる可能性も含んでいる。

すなわち、「地域自立」・「様々な環境調整」を目指し、そこに必要となる様々な支援を実践していく準備を常に持ち合わせていなければならない。「制度」の修正や変更は、あくまでも「制度」の問題であって、施設のミッションや目標を変えるものには至らない。「制度」に翻弄されるのではなく、施設のミッションや目標に対して、「制度」の修正、変更をどのように組み入れて行くかが重要となる。

ともあれ、当施設は日中系サービスでの就労系および生活（アクティビティ）系となり、如何に上述のミッションに一步でも接近さす実践を披露しなければならない。就労系（多機能型事業（就労継続支援 B 型＋生活介護））、生活（アクティビティ）系（デイサービス事業（生活介護））、加えてマネジメント機能を有する指定特定相談支援事業の重点目標を纏めると次のようになる。

- ①支援の充実
- ②地域貢献の具体化
- ③マネジメント機能の向上及び調整
- ④人材育成
- ⑤福祉人材育成認証制度の取組み
- ⑥組織力、チーム力の向上

上記の 6 点を今年度の重点目標とし、具体的事業に展開していく事にする。

3 事業の展開

(1) 多機能型施設 【就労継続支援 B 型事業・生産型生活介護事業】

- ①就労継続支援 B 型事業

● 具体的目標、及び事業の展開

日々の仕事や活動を通して、社会生活に必要なリズムの構築や居場所の確保に努める。
また、個々の利用者に応じた仕事の提供もおこない、よろこびや生きがいを見出し、社会生活がより豊かになる事を目指していく

- ・ 集団生活に必要なスキルを身につける
- ・ 利用者同士のコミュニケーションや関係作りの強化に努めていき、他者との協調性を図っていく
- ・ 関係機関との良好な関係を維持し、安定した受注を確保していき、作業を提供していく
- ・ 継続的に工賃確保を行なう
- ・ 利用者が安全安心の下で、作業等の生産活動をおこなえる環境を提供していく
- ・ 施設外就労の維持、見直し
- ・ 施設内実習の維持、見直し
- ・ 就労を目指す利用者には、必要な技術やマナーの獲得が可能となる継続支援を行なう
- ・ 一般就労、就労移行にむけた仕組み作りの見直し、強化
- ・ 職員の多角的なスキルアップを目指していく

：パン班

● 具体的目標、及び事業の展開

- ・ 生産高及び売上高の増加を目指す
- ・ 季節商品（クリスマス・バレンタイン・ハロウィン等）の見直し又は開発、製造、販売
- ・ 食品表示の学習に努める
- ・ 商品ロスを低減化
- ・ 既存商品の見直し、新商品の開発
- ・ 営業意識を持ち販路拡大に努める
- ・ 良質な商品提供、商品開発

：下請班

● 具体的目標、及び事業の展開

- ・ 継続的に受注を維持し、新規作業の開拓に努めていく

- ・既存の取引先との関係の維持、強化
- ・自作品の維持、見直し

②生産型生活介護事業

● 具体的目標、及び事業の展開

日中活動の充実を図り、利用者が自分らしく、主体的に安心して活動できる環境を目指す

- ・作業を通じて、「働くこと」の意味や楽しさ、やりがいを感じて頂けるような作業活動の提供をおこなう
- ・余暇的プログラムとして半日レクリエーション（月1回）、ウォーキング（月1回）の提供。また、それらを通じて社会経験の向上に努める
- ・体力の維持向上に繋がる支援を図る
- ・軽作業等の生産活動を主として提供し、現在の受注内容を維持する
- ・個々の利用者に合わせた日常生活支援の提供
- ・安心、安全に自分らしく過ごせる環境を整える

(2) デイサービスセンター【生活介護事業】

● 具体的目標、及び事業の展開

- ・日中活動の充実を図り、利用者のよりよい時間に繋げていく
- ・自治会活動の充実による主体的な活動の促進
- ・日帰り行事による社会経験の機会提供
- ・宿泊行事を通じた宿泊訓練の機会提供
- ・クラブ活動（お茶会・卓球バレー・創作など）の充実
- ・作業プログラムで作った製品の販売を通して、社会経済活動への参加
- ・働く喜びや生きがいを感じられるような作業活動の実施
- ・身体機能の低下がみられる利用者の低下予防対策とその段階に応じたプログラムの検討
- ・家族・他事業所・行政機関との情報交換、連携の強化

(3) マネジメント機能の向上【指定特定相談支援事業】

● 具体的目標、及び事業の展開

- ・継続サービス利用支援では、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整などを行なう
- ・基本相談支援では、京都市うずまさ学園及び京都市太秦障害者デイサービスセンターの利用者・家族などからの社会生活を営む上での相談の実施
- ・関係機関各所で行われる研修の参加
- ・京都市西部障害者地域生活支援センター「うきょう」主催の学習会に参加
- ・円滑に業務を進める為に、他事業所との協力関係を、より一層の強化を目指す
- ・相談支援における質の向上の実施では、相談支援員の円滑な業務進行を確保のために、相談支援専門員の相談件数が過度にならない様に努力する

（４）人材育成

重点目標に向う源泉は、全職員が達成していこうとする熱気あふれる事業所の雰囲気、また活力のある集団体制によるところが多い。

この点、次の３つの技術を体得する人材育成を推進していく事とする。

１点目としては、固有の技術（与えられた役割・任務をうまく遂行するための知識・技術・技能等）向上を図る。これは、期待以上の業務遂行を目指し、さらに向上努力をしていくこととなる。この能力は経験の中で養われ、努力の中で磨かれ、広い視野と活動の中で活性化されていくところとなる。

２点目としては、管理の技術（人・物・金・時間・環境・情報などの経営資源）を、施設の重点目標に向かって、ムダ、ムラ、ムリなく、計画性をもって常に効率的な運用を図っていく。

３点目としては、社会の技術となり、施設の重点目標に向かって、それぞれの役割・職務を通じて、能力を十分に発揮させていくものとなる。つまり、地域社会および環境との調和を施設存続とどう絡み合わせていくかという技術になる。たとえば、対人折衝力、コミュニケーション能力など、人を動かし、調整、調和をはかる能力となる。

人材育成の具体的な方法として以下の機会を設けていく

I 施設内外の研修に積極的に参加する

II 関係機関との交流を活発にし、様々な情報および知識を蓄積していく

Ⅲ研究発表等の機会を設ける（CC、アカデミー等）

Ⅳ福祉人材育成認証制度の取組み（キャリアアップ研修等）

Ⅴサービス向上委員会の発展

（5）施設の健全経営

その他としては、当年度の事業展開の達成にともなう様々な不足点を、随時解決していくこととする。また、健全な事業運営を目指すためにもコンプライアンスをもとに虐待防止対策、運営委員会の開催、苦情解決等第三者委員会の開催、ヒヤリハット事例の対応強化等に努めていく。さらに以下に列記するもののほかに、全ての事象・事物の対処に努めていく。

I 利用者の機能低下、行動の固定化等による設備整備、及びハード面の耐久性による劣化調整、整備を行う

II 快適な空間環境の整備に努める

III 当施設は、地域の社会資源としての立脚に準じ、様々な事業展開を行う。地域での販売活動、実習生、ボランティアの受入れ等、更に地域交流を含め当施設自身が「地域の社会資源」となりえることに努め、事業実践を強化していく

IV 健康・安全では、感染症の予防対策など健康管理と疾病予防を図り、さらに防災訓練等を含めた自己防御の視点にも努めていくものとする

V 定期的な防災訓練を実施する。防火訓練、シェイクアウト訓練、更に風水害を想定した災害にも着手していく